食料•農業•農村基本計画②

- 2. 農業の持続的発展に関する施策
- (1)戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理 (中略)
- ① 戸別所得補償のモデル対策と米の需給調整
 - ア 水田におけるモデル対策の実施

平成22年度から、我が国の農地面積の過半を占め、農業の中心的な役割を果たしてきた水田 農業を対象として、米を生産数量目標に即して生産した販売農家・集落営農に対して、標準的な 生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分を交付する。

併せて、米の生産数量目標の達成にかかわらず、食料自給率の向上等を図るために、麦、大豆、 米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産に対して、主食用米並みの所得を確保し得る額を交付 する。

これらの助成については、農業関係団体を経由した間接的な手法によるのではなく、施策対象者である農業者に対して直接交付する手法で実施する。

イ (略)

② 戸別所得補償制度の本格実施

戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。また、規模、品質、環境保全の取組等に応じた加算について、他の生産・経営関係施策や地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、制度上の位置付けを検討する。

(中略)

なお、制度の円滑な実施に必要なデータを把握するため、所要の統計を整備する。